

# 行政視察時資料

(令和 8 年度)



西脇市議会

# 目 次

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 西脇市議会基本条例（解説付） ..... | 1  |
| 2 | フェイスブックについて .....    | 17 |
| 3 | 課題懇談会について .....      | 22 |
| 4 | 議会基本条例の検証について .....  | 29 |
| 5 | 議会報告会について .....      | 33 |
| 6 | 正副議長立候補演説について .....  | 38 |
| 7 | 長期欠席者について .....      | 41 |
| 8 | 特定所管事務調査について .....   | 45 |



# 西脇市議会基本条例（解説付）

平成24年12月10日

条例第23号

## 改正

平成27年12月1日条例第33号

平成28年12月1日条例第27号

平成29年11月30日条例第24号

令和3年9月1日条例第27号

令和5年5月30日条例第16号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会機能の強化（第4条－第8条）

第4章 議会と市長等との関係（第9条－第14条）

第5章 市民と議会との関係（第15条－第20条）

第6章 議会の組織（第21条－第25条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第26条－第29条）

第8章 改革の継続と見直し（第30条－第32条）

### 附則

議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた市長とともに、西脇市の代表機関である。合議制の議会と独任制の市長は、本市にとって最良の意思決定を導くため、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、市民の信託に応えなければならない。

平成12年の「地方分権一括法」の施行などにより、地方分権の一層の推進が目指され、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する時代となり、議会はその持てる機能を十分に発揮し、信頼され、開かれた議会として使命を果たしていかなければならない。

平成20年、多くの市民からの声を受け、議会は改革の道を歩み始めた。議会の改革はいつも市民とともにある。議会は、その原点を踏まえ、多様な市民の意見を市政に反映できる合議制の機関としての特性を最大限生かしていくため、地方自治法等の遵守とともに、透明性、公平性及び公正性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な市民参加の推進を図る。さらには特定所管事務調査の充実、議員間討議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について定め、ここに、市民の負託に

応えていくことにより、市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを決意し、この条例を制定する。

### 【解説】

西脇市の議会と市長は、二元代表制の下で最良の意思決定を行うために、互いに競い合い、協力し合いながら、市民の信託に応える責務があることをこの条例の基本理念としています。

地方分権の推進により、従来にも増して自己決定、自己責任が重要となる地方自治体運営について、議会の使命を最大限に果たすことを宣言するものです。

その基調は、地方自治法等の遵守とともに、情報公開、市民参加を積極的に推進することとしています。また、議会の持つ基本的役割とともに、この間決定・実践してきた改革事項を市民の前に明確にし、市民とともに豊かなまちを実現する手法として、議会運営のガイドブックにするべく定めるのがこの基本条例です。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを目的とする。

### 【解説】

この条例は、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が二元代表制の一方の役割を担う合議制の機関であることを明らかにし、その活動により市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを目的としています。

憲法、地方自治法では地方議会のことを規定していますが、その組織、権限等の骨子や仕組みを述べているだけで、実際に各地方議会がそれぞれに運用している内容にまでは触れていませんので、それを具体的に規定しようとするものです。

本条例でいう「市民」は、地方自治法第10条で定められた住民（市内に住所を有する者）とします。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、市の意思決定機関であり、行政の監視機関としての責任を果たすとともに、市民の意見を反映した計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定及び評価のために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 情報公開や市民参加の推進に努めること。
- (2) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。
- (3) 平易な言葉で説明責任を果たすこと。
- (4) 法令等を遵守すること。
- (5) 市民の理解が得られる議会運営に努めること。

### 【解説】

- 1 議会の活動原則は、市の意思決定や行政の監視機能など、持てる権能を十分に駆使して責務を果たすとともに、市政の課題に市民の意見を反映した政策立案を行うことや、説明責任を果たすこと、市民に理解が得られる活動を行うよう努めることを規定しています。
- 2 政策等の立案とは、議会が調査機能を発揮して市民福祉の向上に寄与する計画や事業を考え、議員提出議案などで自ら提案することです。
- 3 法令等とは、国の憲法、法律、政令及び府省令、地方の条例、規則、規程などをいいます。

### （議員の活動原則）

第3条 議員は、直接選挙で選ばれた市民全体の代表者であることを自覚し、合議制の機関である議会を構成する一員として、一部の地域、団体の課題のみならず、市政の課題全般について、自らの良心と責任をもって市民の負託に応えなければならない。

- 2 議員は、市政の課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるため不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

### 【解説】

- 1 議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、議会を構成する一員として、市政全般について市民の負託に応えるために活動しなければならないことを定めています。
- 2 議員は、多様な市民の意見を反映し、市政の課題を把握するとともに、自己研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動を行うことを義務化しています。

### 第3章 議会機能の強化

#### (委員会の活動原則)

- 第4条 委員会は、その所管に属する議案審査、事務調査、請願等の審査を充実させ、その機能を十分に発揮しなければならない。
- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査制度及び必要とされる重要課題を調査する特定所管事務調査制度の積極的な活用により、政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めなければならない。
- 3 委員会の運営については、西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）の定めるところによる。

#### 【解説】

- 1 委員会には常に設置されている常任委員会、議会運営委員会、議案審査のために一定の期間設置する特別委員会があります。
- 2 常任委員会は現在、総務産業、文教民生、予算の3委員会を設置しており、議員は、総務産業、文教民生常任委員会のいずれからに所属することとしています。これら2常任委員会は、本会議から付託を受けた議案の審査、所管に属する事務の調査、請願の審査及び陳情の調査を行います。（各定員8人）
- また、予算及びこれに関する事項を所管し、議長を除く15人で構成する予算常任委員会も設置しています。（定数15人）
- 3 議会運営委員会は、議会運営に関する事項や、議会の条例、会議規則等に関する事項を所管しています。委員定数は議会の議決により定めます。
- 4 特別委員会は、特定の事件を審査するため、議会の議決により設置する委員会で、委員定数は議決により定めます。
- 5 委員会は、それぞれの権限に属する機能を充実させ、発揮しなければならないことを規定しています。委員会に専属する所管事務調査制度を積極的に活用することにより、政策等の立案と提言に努めることを規定しています。特に、所管事項を特定して行う調査を「特定所管事務調査」と位置付け、市政の特定事務を調査し、条例の提案、施策の提言等の成果を挙げるなど、積極的な活動を行うことを意識付けする規定としています。

#### (議員間討議)

- 第5条 議会は、議案等の審議に当たっては、議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

### 【解説】

議会は、議案や請願を審議し、可否等の結論を出す過程で、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を十分に行い、合意形成に努めることを規定しています。

（議案等の審査及び調査）

第6条 議会は、議案等の審査及び調査に当たり、必要があると認めるときは、学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

### 【解説】

議会は、地方自治法第100条の2の規定に基づき、議案の審査又は事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、学識経験を有する者等にさせることができる制度、同法第115条の2の規定に基づく公聴会制度（注1）及び参考人制度を積極的に活用することを規定しています。

（注1）「公聴会制度」

議会等が一定の事項について判断し、又は決定する場合に、広く利害関係者又は学識経験者等の意見を聴き、その参考にするために設けられた制度です。具体的な運用として、委員会における予算、その他重要な案件の審査に当たって開くことができます。

（請願及び陳情）

第7条 議会は、市民からの請願を政策提言と位置付け、その審議において、請願者の要請があったときは、意見を聴く機会を設けなければならない。

2 議会は、市民からの陳情を政策提言と位置付け、その調査において必要があると認めるときは、陳情者から意見を聴く機会を設けることができる。

### 【解説】

- 1 本条では、請願（注2）及び陳情（注3）を市民からの政策提言と位置付け、委員会審査において、提出者の要請に応じて意見を聴く機会を設けることにより、市民が議会に参画できることを定めています。
- 2 第1項では請願が憲法で国民に保障された権利であることから、請願者の要請があれば意見を聴く機会を設けることを義務化しています。
- 3 陳情については、必要に応じて提出者から意見を聴く機会を設け

ることができることを定めています。

(注2) 「請願」

国民をはじめ、広く人々が、国又は地方公共団体等に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう希望し、申し出ることです。

【根拠法】

●憲法第16条

「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」

●請願法第2条

「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。」

●地方自治法第124条

「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」

（本市では請願の紹介は2名の議員で行うこととしています。）

(注3) 「陳情」

国又は地方公共団体等の公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係にある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為です。請願と異なり、法律上保障されているものではありません。

（研修の充実）

第8条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たっては、専門家及び有識者による研修会を積極的に開催するものとする。

【解説】

議会は、議員の審議能力及び政策形成能力を向上させるため、議会運営及び市政全般に関する研修の充実に努めることを規定しています。

## 第4章 議会と市長等との関係

（基本原則）

第9条 議会は、市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行わなければならない。

2 本会議における一般質問については、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行い、質疑及び緊急質問についても、総括方式のほか、一問一答の方式で行うことができる。

3 委員会での質疑等については、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

- 4 本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- 5 本会議に出席を要請された市長は、議員提出議案や議員修正案に対して、議長の許可を得て意見を述べることができる。
- 6 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長の許可を得て市長等に対し、文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は、これに適切に対応するよう努めるものとする。

### 【解説】

- 1 議会は、行政への監視・けん制機能を発揮することにより、常に互いの緊張関係を保持し、議案の審議、報告の聴取、所管事務調査等の議会活動を通じて市の事務執行の評価を行わなければならないことを規定しています。
- 2 本会議での一般質問については、一問一答方式で行い、質疑、緊急質問及び委員会での質疑等でも同方式で行うことができることを規定しています。これは、総括方式と比較し、質問と応答の正確度が高められることと、論点をはっきりすることから採用するものです。
- 3 一般質問とは、市の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行状況及び将来に対する方針等について、所信を質し、説明を求めることをいいます。
- 4 委員会での質疑等とは、会議規則第 106条において、委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることをいいます。
- 5 市長等は、議員の質疑等に対し、語句の意味、質疑等の意図又は政策的な考え方を確認することができること、また、市長は、議員提出議案・修正案に対し意見を述べるができることとし、互いに議論ができる環境をつくることを規定しています。
- 6 議員は、会期中及び閉会中にかかわらず、議長の許可を得て市長等に文書質問できること、市長等は適切に対応するよう努めることを規定しています。

### （政策等形成過程の説明資料要求）

第10条 議会は、重要な政策等について、論点を明確にし、政策水準の向上を図るため、市長に対し、次に掲げる事項の説明資料の提出を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景及び目的
- (2) 提案に至るまでの経緯及び検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 西脇市総合計画との整合性

- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る経費の財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算及び効果予測
- (8) 市民参加の実施の有無及びその内容

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

### 【解説】

- 1 市長が議会に提案する重要な政策等について、政策水準を高める議論を行うため、議会から8項目の説明資料を求めることを規定しています。
- 2 議会は、政策等を審議するに当たり、論点、争点を明らかにするとともに、政策等が執行された後の評価のポイントとなるような審議に努めることを規定しています。

(予算及び決算における政策説明資料の要求)

第11条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、市長に対し、政策別又は事業別の分かりやすい説明資料の提出を求めるものとする。

### 【解説】

前条と同様に、予算案及び決算を議会に提出する際、現行法で規定された説明資料に加え、詳細な資料の提出を求めることを規定しています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第12条 議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、総合計画基本構想のほか、市政における重要な計画、提携及び協定のうち、議会における審議が必要と認めるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件として別に条例で定めるものとする。

### 【解説】

- 1 地方自治法により、普通地方公共団体は条例で議決事件を定めることができます。そこで、議会は、総合計画基本構想を議決事件としたほか、今後、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めていくことを規定しています。

- 2 総合計画とは、市の最上位計画として市長が策定するもので、基本構想、基本計画及び行動計画により構成されます。そのうちの基本構想部分を議決対象としています。

(附帯決議)

第13条 議会は、本会議において可決した附帯決議について、市長に対し最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

【解説】

議会は、議案の議決に当たり、その可否だけでは議会としての意見が十分表明できない場合、付随的に意見や要望を付けることがありますが、その対応について、市長に道義的な責任を果たすよう求めることを規定しています。

(請願採択への対応)

第14条 議会は、採択した請願のうち、市長等において措置することが適当と認めた場合において、市長等に対しその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

【解説】

- 1 市民から提出された市政への請願を採択した場合、地方自治法の規定にのっとり、議会は、市長に対し、その願意の実現に努めること及び結果の報告を求めることを規定しています。
- 2 本条の根拠は、地方自治法第125条（採択請願の処置）

「普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通公共団体の長、教育委員会、（中略）において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。」という規定によります。

## 第5章 市民と議会との関係

(基本原則)

第15条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない。

- 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

### 【解説】

議会と市民との関係の二大原則を「市民参加」と「情報公開」に置いています。そのうち、市政への市民参加を第一とし、市民からの意見聴取に努めること、次に、議会の情報公開を徹底し、説明責任を十分に果たさなければならないことを規定しています。

#### （課題懇談会）

第16条 議会は、市政に関する政策的な情報及び意見を交換するため、必要と認める場合又は市民団体等の求めに応じた場合は、別に定めるところにより課題懇談会を行うことができる。

### 【解説】

- 1 市政の諸課題について、議員と市民団体等が自由に意見交換をすることができる会議を開催できることを規定しています。市民団体等からの開催要望に可能な限り対応し、必要に応じて議会側から開催を求めることもあります。
- 2 課題懇談会に関することは、西脇市議会課題懇談会実施要綱で定めます。

#### （情報公開の推進）

第17条 議会は、議会の役割、責任を市民に明らかにするため西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）の趣旨にのっとり、議会活動に関する情報の公開を図るものとする。

- 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信に努めるものとする。
- 3 議会は、全議案についての各議員の賛否、視察報告等を公表するものとする。

### 【解説】

- 1 市は、地方自治の本旨にのっとり、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、公正で開かれた市政を推進し、市民の市政参加を促進する目的をもって情報公開条例を定めています。その条例に基づき議会が保有する情報を原則として公開することを規定しています。
- 2 本会議に限らず、委員会においてもインターネット配信ができるように努めます。また、ホームページにおいても、従来行っていなかった議案への議員ごとの賛否や行政視察の報告書等も公開し、一層の説明責任を果たすことを規定しています。

(議会報告会)

第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。

- 2 議会報告会は、議会の審議経過及び議決結果の報告だけでなく、市政全般について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かすものとする。

【解説】

- 1 市民参加と情報公開の基本原則の実効性を確保するため、平成22年度から実施している議会報告会に関することを規定し、市民への報告と意見交換を行うことを明文化しています。
- 2 議会報告会に関することは、西脇市議会報告会実施要綱で定めま

(議会だよりの充実)

第19条 議会は、議会だよりを毎定例会後に発行するものとする。ただし必要がある場合は、臨時に発行できるものとする。

- 2 議会だよりには、議案に対する各議員の対応、一般質問及び委員会活動のほか、別に定める事項について掲載するものとする。
- 3 議会だよりの編集は、議員から選出された委員をもって構成する委員会が行うものとする。

【解説】

- 1 年4回の議会定例会後に発行する西脇市議会だよりに掲載する内容を定めるとともに、議員による編集を行い、より分かりやすく読みやすい充実した紙面づくりを行うことを規定しています。
- 2 記載する事項は、西脇市議会報「議会だより」発行要綱で定めま

(議場等の開放)

第20条 議会は、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

【解説】

議会主催の講演会やイベントなどで市民に議場、委員会室及び議長室等を開放することにより、議会に親しみをもつていただくとともに、市民との懇談を通じて、議会活動の活性化を目指すことを規定してい

ます。

## 第6章 議会の組織

（議員の定数）

第21条 議会の議員の定数（以下「議員定数」という。）については、西脇市議会の議員の定数を定める条例（平成20年西脇市条例第29号）の定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点や近隣市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来予想及び展望を十分に考慮し、併せて、市民の意見を聴取する機会を設けなければならない。この場合において、参考人制度、公聴会制度を活用するよう努めるものとする。

### 【解説】

平成25年実施の一般選挙から、議員定数を16人としています。今後、改正するに当たっては、慎重な調査を行うとともに、市民意見の聴取に努めなければならないことを規定しています。

（会派）

第22条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

### 【解説】

会派とは、当該議会で基本的政策が一致した議員の集団のことで、本市では2人以上で構成しています。

（議長）

第23条 議長は、議会を代表し、中立公正な職務遂行に努めるとともに、円滑な議会運営を行わなければならない。

### 【解説】

議長には、地方自治法第104条の規定により、議会の代表者として、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理等を行う職務権限がありますが、中立公正に行わなければならないことを規定しています。

（議会図書室の充実等）

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報提供を行

う機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会図書室は、一般利用できるものとする。

### 【解説】

地方自治法で議会に図書室を置くことが規定されており、必要な資料等の収集保管だけでなく、積極的な情報提供に努めることを定めています。本市議会では、市図書館のレファレンス機能の活用ができるよう、機能の充実に努めています。

また、市民も閲覧利用できることを明確に規定しています。

（議会事務局の充実等）

第25条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査活動の充実及び法制能力の強化を図るものとする。

### 【解説】

議会事務局は、議会事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として置かれています。議会がその権能を十分発揮できるよう、事務局の機能を充実・強化することを規定しています。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第26条 議員は、市民の代表者としての倫理を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使するなど、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請等に対して、両者の関係の透明性を図るため、要請等の日時、内容、対応及び経過を記録した文書を作成した市長等に、必要に応じてその写しを求めることができる。

### 【解説】

1 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理観を持って市民の負託に応えるよう行動しなければならないことを規定しています。

2 議員が行政側へ行う種々の要請等に対し、不当要求的な内容にならないよう自覚することにより、一定の制限につながることを目的とした条項で、行政側が記録した写しを求めることができます。

(執行機関等委員の就任制限)

第27条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法令に定めがある場合を除き、原則として審議会等の市の附属機関の委員に就任しないものとする。

### 【解説】

- 1 市の附属機関とは、地方自治法第138条の4及び第202条の3で設置及び権限等が定められた審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のために市が置くことができる機関です。
- 2 それらのうち、法令で議員の就任が決められていない機関の委員には就任しないことを規定し、議決機関として、議案審議前の政策等の決定には関わらない配慮をしています。

(政務活動費の執行及び公開)

第28条 議員は、市政諸課題の調査、研究及び政策提言等に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、西脇市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年西脇市条例第4号）を遵守しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は透明性、公平性及び公正性の観点から、市民から疑義が生じないように、議長に対して収支報告書及び領収書その他の支出を証すべき書面（以下「収支報告書等」という。）を提出しなければならない。
- 3 議会では、毎年、収支報告書等（西脇市情報公開条例第7条各号に規定する情報を除く。以下この項において同じ。）を市民に公表するものとする。ただし、市民から収支報告書等の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧に応じるものとする。

### 【解説】

- 1 政務活動費とは、議員の調査研究に必要な経費の一部が市から交付されるものです。その用途を明確にするため、条例の規定により収支報告書の提出が義務付けられています。
- 2 収支報告書の概要を記載した収支報告書及び領収書を毎年ホームページ等で公表することを規定しています。なお、収支報告書の閲覧請求は、西脇市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項各号に該当する次の者が行うことができます。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内の学校に在学する者

- (5) 前号に掲げるもののほか、議長が特に認めた者

(議員報酬)

第29条 議員報酬は、西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西脇市条例第44号）の定めるところによる。

2 議員が議会活動を引き続き長期間休止したときは、議員報酬を減額して支給するものとする。減額する割合等については、西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成22年西脇市条例第1号）の定めるところによる。

3 議会は、議員報酬の改定に当たって議員が提案する場合は、行財政改革の視点や近隣市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分に考慮し、併せて、市民の意見を聴取する機会を設けなければならない。この場合において、参考人制度、公聴会制度を活用することができる。

【解説】

1 議会議員の報酬は条例で定められていますが、本市議会の場合は、別に、本会議及び委員会を長期間に渡り欠席した議員には、報酬を減額して支給する条例を制定しています。

2 議会は、議員報酬を2年に1度開催される西脇市特別職報酬等審議会の答申に基づき改正提案する場合以外には、十分な調査・検討を行い、市民の意見を聴くことを義務化しています。

## 第8章 改革の継続と見直し

(議会改革)

第30条 議会は、社会環境の変化と、新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

【解説】

議会はこの条例制定までに継続的な改革を実施してきましたが、社会の変化や将来の市政の課題への対応のため、改革を継続することを規定しています。

(他の条例との関係)

第31条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する条例、規則等の制定、改正及び廃止に当たっては、この条例の主旨を尊重し、整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

### 【解説】

- 1 この条例は、議会運営における基本的事項を定めているものです。そのため、この条例に反する条例や規則等を制定することを禁じています。
- 2 この条例の理念を、常に全議員が共有・認識しておくため、一般選挙後には必ず、速やかに研修を行うことを義務化しています。

#### （検証と見直し手続）

第32条 議会は、年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

### 【解説】

議会は、この条例の規定が守られ、目的が達成できているかどうかを、年に1回検証することを定めており、その結果、必要な場合には、この条例の改正を含めて、関係例規等の改正、整備、運用事項等の改善を行うことを規定しています。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年12月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成28年12月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成29年11月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和3年9月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和5年5月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

# フェイスブックについて

## 西脇市議会公式フェイスブック運用管理ガイドライン

### 1 趣旨

このガイドラインは、西脇市議会（以下「市議会」という。）がフェイスブック社の運営するソーシャル・ネットワーキング・サービス内に開設した公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）の利用者（以下「利用者」という。）に対し、市議会からの情報相互提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 公式アカウント

公式アカウントは、次のとおりとする。

|          |                                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アカウント名   | 西脇市議会                                                                                               |
| 公式ページURL | <a href="https://www.facebook.com/nishiwakishigikai">https://www.facebook.com/nishiwakishigikai</a> |

### 3 ページ責任者

議長及び副議長

### 4 ページ運営者

議会事務局

### 5 情報発信

公式ページに掲載できる内容は、次のとおりとする。ただし、掲載に当たっては事前にページ運営者（以下「運営者」という。）の承認を得るものとする。

- (1) 本会議、常任委員会及び特別委員会の日程及び内容
- (2) 市議会が主体的に行う行事の日程及び内容
- (3) 市議会ホームページに掲載したコンテンツの表題及び概要、リンクの概要
- (4) その他ページ責任者（以下「責任者」という。）が適当と認めるもの

### 6 禁止行為

次に掲げるものは掲載してはならない。ただし、利用者が公式ページにコメントを投稿するに当たり、次に掲げるものに該当する行

為を行った又は行うおそれがあると責任者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限等を行うことができる。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 公式ページの掲載内容に対して著しく乖離するもの
- (3) 市議会又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似するもの
- (5) 違法な情報又はわいせつなもの
- (6) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的のもの
- (7) 市議会又は第三者の著作権、肖像権その他知的財産権を侵害するもの
- (8) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘するもの
- (9) 出資、寄附、基金提供又は物品等の購入等を勧誘するもの
- (10) 市議会が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介又はその閲覧等を誘導するもの
- (11) その他責任者が不適切と判断したもの

## 7 コメントへの返信

投稿されたコメントへの回答は基本的には行わないものとする。  
ただし、責任者が必要と判断した場合は、この限りでない。

## 8 掲載手続

- (1) 公式ページへの掲載手続は、議員については掲載依頼書により、運営者の審査を経て、責任者に提出するものとする。
- (2) 責任者が提出された掲載依頼書の内容を承認したときは、運営者は速やかに公式ページに掲載を行うものとする。
- (3) 急を要する場合は、前2号の規定にかかわらず、議員は直接責任者に掲載を依頼し、責任者は承認後公式ページに掲載することができる。この場合において、責任者はその旨を運営者に報告するものとする。

## 9 著作権等

- (1) 公式ページに画像等を利用する場合は、著作権の市議会への帰属を確認するとともに、転載などの著作権の取扱いに関する情報を明記するものとする。
- (2) 市議会以外が著作権を有する著作物を利用する場合は、公式ページへの利用についての使用許諾を得るとともに、第三者による

複製、引用等に関しての注釈を明記するものとする。

#### 10 個人情報保護

個人情報については、西脇市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年西脇市条例第2号）に基づき、漏洩等が生じないよう厳正に取り扱うものとする。ただし、個人が特定できる写真、映像、文書等を投稿する場合は、事前に本人、団体、企業等に了解の上、当該本人等の不利益にならないようにしなければならない。

#### 11 免責事項

市議会は、公式ページ利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市議会の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとする。

#### 12 その他

このガイドラインに定めるもののほか、公式ページの適正な運用管理に関し必要な事項は別に定めるものとする。

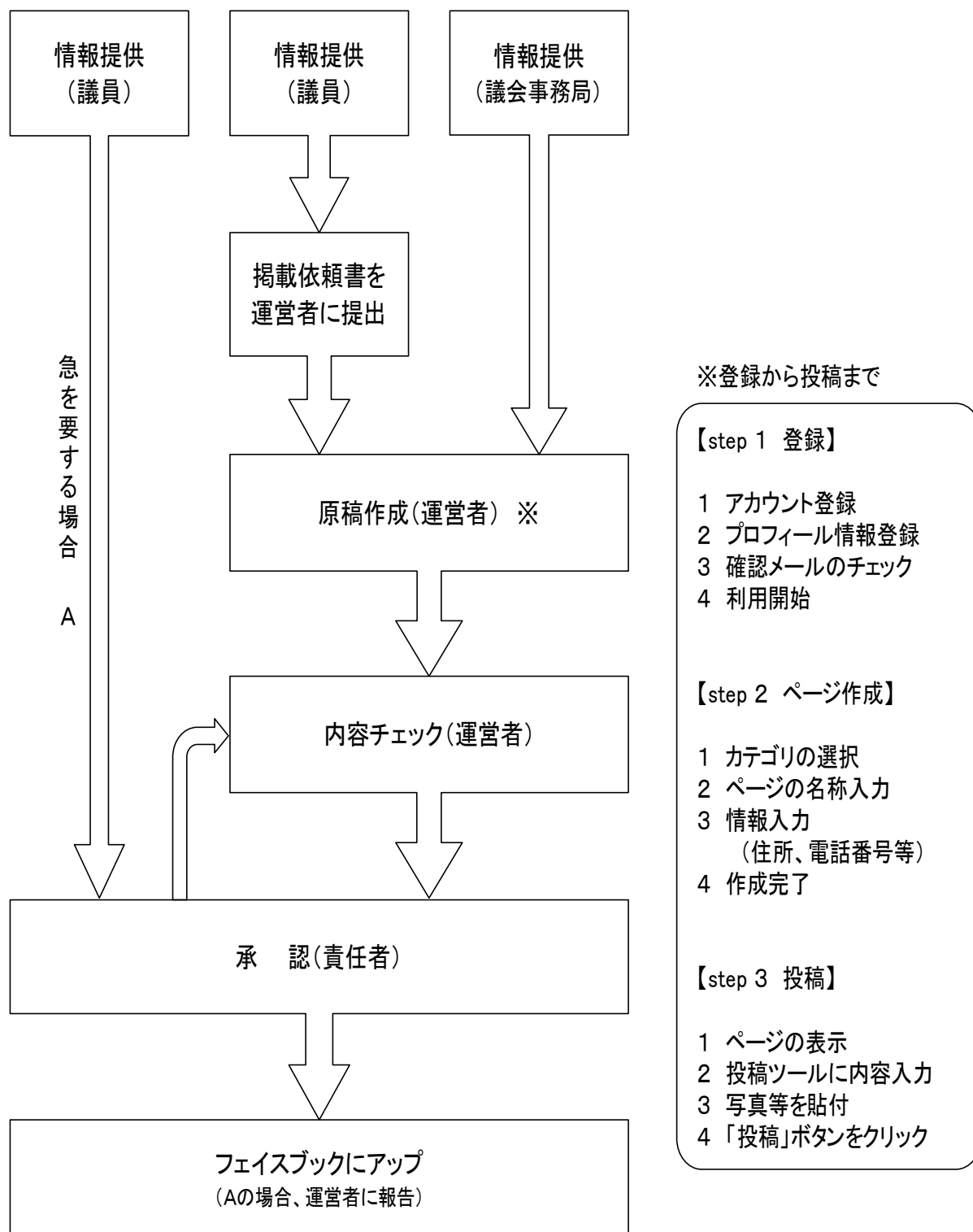
#### 附 則

このガイドラインは、平成26年4月21日から適用する。

#### 附 則（令和5年4月20日 議会運営委員会）

このガイドラインは、令和5年4月20日から適用する。

## 西脇市議会公式フェイスブック ホームページ掲載までのフロー



|         |                   |
|---------|-------------------|
| 情報提供者   |                   |
| 掲載依頼年月日 | 令和    年    月    日 |

|                                                                    |         |            |     |            |  |
|--------------------------------------------------------------------|---------|------------|-----|------------|--|
| <b>【掲載記事】</b>                                                      |         |            |     |            |  |
| <div></div>                                                        |         |            |     |            |  |
|                                                                    |         |            |     |            |  |
|                                                                    |         |            |     |            |  |
| 1 掲載依頼日の3日前までに提出してください。<br>2 掲載文は簡潔に表現してください。<br>3 ※印欄は記入しないでください。 | ※<br>処理 | 管理番号       |     |            |  |
|                                                                    |         | ページ<br>責任者 |     | ページ<br>運営者 |  |
|                                                                    |         | 掲載日        | . . |            |  |

## 課題懇談会について

西脇市議会基本条例第16条に基づき、市政に関する政策的な情報交換や意見交換を行う場として、課題懇談会を行う。

### 1 概 要

- (1) 議員から議長に開催の申出があった場合又は団体等から議長に開催の申込みがあった場合に、議会運営委員会が審査し、開催を決定する。
- (2) 相手方は、原則として、市内で活動している団体等とする。
- (3) 議員の出席者は、所管の委員会所属議員を基本とし、出席を希望する議員からも選出できる。
- (4) 開催時間は、90分とする。
- (5) 終了後、記録者から報告書を議長へ提出し、議会運営委員会で公表が必要と認められた場合は、ホームページ及び議会だよりで公表するとともに、市長に送付する。
- (6) 「一般会議」を「課題懇談会」に名称変更（平成29年度から）

### 2 開催内容等

| 開催日        | 相手方                        | 所管常任委員会               | テーマ                      | 備 考           |
|------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------|---------------|
| H25. 4. 10 | 建設業協会<br>(5人)              | 総務企画<br>常任委員会<br>(6人) | 入札制度のあり方について             |               |
| H26. 1. 10 | 西脇小学校の<br>木造校舎を想う会<br>(5人) | 総務文教<br>常任委員会<br>(8人) | 西脇小学校の<br>木造校舎問題<br>について | H P で<br>概要公開 |
| H28. 2. 9  | 地域医療検<br>討会<br>(15人)       | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | 地域医療につ<br>いて             | H P で<br>概要公開 |
| H28. 2. 16 | 地域医療を支える市民<br>の会<br>(6人)   | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | 地域医療につ<br>いて             | H P で<br>概要公開 |

|             |                                                     |                                                                    |                                                        |                  |
|-------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------|
| H28. 2 . 18 | 西 脇 小 児 医<br>療 を 守 る 会<br>( 4 人 )                   | 文 教 民 生<br>常 任 委 員 会<br>( 8 人 )                                    | 地 域 医 療 に つ<br>い て                                     | H P で<br>概 要 公 開 |
| H28. 7 . 20 | 西 脇 商 工 会<br>議 所<br>( 13 人 )                        | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br>( 7 人 )                                    | 市 へ の 要 望 ・<br>産 業 振 興 ・ 観<br>光 に つ い て                | H P で<br>概 要 公 開 |
| H30. 1 . 24 | 子 育 て サ ー<br>ク ル 有 志<br>( 11 人 )                    | 文 教 民 生<br>常 任 委 員 会<br>( 6 人 )<br>総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br>( 3 人 ) | 幼 児 教 育 の 現<br>状 と 課 題 に つ<br>い て                      | H P で<br>概 要 公 開 |
| H30. 7 . 18 | 自 由 空 間 き<br>ら ら<br>( 9 人 )                         | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br>( 7 人 )                                    | 西 脇 市 全 体 の<br>商 業 振 興 等 に<br>つ い て                    | H P で<br>概 要 公 開 |
| H30. 7 . 27 | 協 同 組 合 西<br>脇 商 連<br>( 11 人 )                      | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br>( 7 人 )                                    | 西 脇 市 全 体 の<br>商 業 振 興 等 に<br>つ い て                    | H P で<br>概 要 公 開 |
| H30. 7 . 31 | 西 脇 し ば ざ<br>く ら 通 り 商<br>店 会 協 同 組<br>合<br>( 4 人 ) | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br>( 5 人 )                                    | 西 脇 市 全 体 の<br>商 業 振 興 等 に<br>つ い て                    | H P で<br>概 要 公 開 |
| H30. 10. 12 | 西 脇 市 を 考<br>え る 会<br>( 8 人 )                       | 市 庁 舎 等 建<br>設 に 関 す る<br>特 別 委 員 会<br>( 6 人 )                     | 新 庁 舎 等 の 浸<br>水 対 策 に つ い<br>て                        | H P で<br>概 要 公 開 |
| H31. 3 . 28 | 民 生 委 員 ・<br>児 童 委 員<br>( 9 人 )                     | 文 教 民 生<br>常 任 委 員 会<br>( 6 人 )                                    | 民 生 委 員 ・ 児<br>童 委 員 の 現 状<br>の 課 題 と 問 題<br>点 に つ い て | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 1 . 8 . 5 | 民 生 委 員 ・<br>児 童 委 員<br>( 9 人 )                     | 文 教 民 生<br>常 任 委 員 会<br>( 5 人 )                                    | 高 齢 者 ひ と り<br>暮 ら し 世 帯 の<br>現 状 と 問 題 点<br>に つ い て   | H P で<br>概 要 公 開 |

|               |                                                     |                                     |                                                  |                  |
|---------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------|
| R 1 . 9 . 30  | 地 域 医 療 を<br>支 え る 市 民<br>の 会<br>( 6 人 )            | 文 教 民 生<br>常 任 委 員 会<br>( 6 人 )     | 地 域 医 療 に つ<br>い て                               | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 2 . 2 . 6   | 津 万 地 区 区<br>長 会<br>( 13 人 )                        | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br>( 7 人 )     | 津 万 地 区 の ま<br>ち づ く り 等 に<br>つ い て              | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 2 . 2 . 14  | 西 脇 市 手 を<br>つ な ぐ 育 成<br>会<br>( 4 人 )              | 文 教 民 生<br>常 任 委 員 会<br>( 6 人 )     | 知 的 障 害 者 の<br>現 状 と 課 題 に<br>つ い て              | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 2 . 8 . 17  | し ば ざ く ら<br>幼 稚 園 の 今<br>後 を 考 え る<br>会<br>( 5 人 ) | 文 教 民 生<br>常 任 委 員 会<br>( 7 人 )     | し ば ざ く ら 幼<br>稚 園 の 今 後 に<br>つ い て              | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 2 . 1 0     | 地 区 区 長 会<br><br>( 約 80 人 )                         | 西 脇 市 議 会<br><br>( 14 人 )           | 新 型 コ ロ ナ ウ<br>イ ル ス 感 染 症<br>対 策 事 業 に つ<br>い て | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 2 . 10 . 12 | 自 遊 空 間 き<br>ら ら<br><br>( 7 人 )                     | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br><br>( 6 人 ) | 新 型 コ ロ ナ ウ<br>イ ル ス 感 染 症<br>対 策 事 業 に つ<br>い て | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 2 . 10 . 13 | 協 同 組 合 西<br>脇 商 連<br><br>( 7 人 )                   | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br><br>( 6 人 ) | 新 型 コ ロ ナ ウ<br>イ ル ス 感 染 症<br>対 策 事 業 に つ<br>い て | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 2 . 10 . 14 | 西 脇 し ば ざ<br>く ら 通 り 商<br>店 会 協 同 組<br>合<br>( 5 人 ) | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br><br>( 6 人 ) | 新 型 コ ロ ナ ウ<br>イ ル ス 感 染 症<br>対 策 事 業 に つ<br>い て | H P で<br>概 要 公 開 |
| R 2 . 11 . 10 | 市 内 3 商 店<br>会<br><br>( 8 人 )                       | 総 務 産 業<br>常 任 委 員 会<br><br>( 6 人 ) | 新 型 コ ロ ナ ウ<br>イ ル ス 感 染 症<br>対 策 事 業 に つ<br>い て | H P で<br>概 要 公 開 |

|          |                                 |                       |                                                  |               |
|----------|---------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------|---------------|
| R3.2.17  | 文字通訳サ<br>ークル ち<br>ょうちょ<br>(3人)  | 議会運営<br>委員会<br>(6人)   | サークル活動<br>を通じて感じ<br>る西脇市議会<br>について等              | H P で<br>概要公開 |
| R4.4.3   | 西脇市のこ<br>どもの未来<br>を想う会<br>(18人) | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | G I G A スク<br>ール構想・I<br>C T を活用し<br>た教育につい<br>て等 | H P で<br>概要公開 |
| R4.7.25  | 双葉小学校<br>をおもう会<br>(11人)         | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | 小規模特認校<br>について                                   | H P で<br>概要公開 |
| R4.10.18 | 西脇市保育<br>協会<br>(8人)             | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | 就学前教育・<br>保育関係予算<br>等                            | H P で<br>概要公開 |
| R5.10.16 | 西脇市保育<br>協会<br>(8人)             | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | 教育・保育の<br>場の確保と充<br>実について                        | H P で<br>概要公開 |
| R6.2.16  | 西脇市消防<br>団<br>(21人)             | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | 消防団の在り<br>方について                                  | H P で<br>概要公開 |
| R6.2.19  | 西脇市連合<br>区長会<br>(7人)            | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | 消防団の在り<br>方について                                  | H P で<br>概要公開 |
| R6.10.1  | 西脇市保育<br>協会<br>(8人)             | 文教民生<br>常任委員会<br>(8人) | 市内こども園<br>職員給与の激<br>変緩和対策等<br>について               | H P で<br>概要公開 |
| R7.4.17  | 北はりま田<br>園空間博物<br>館<br>(8人)     | 総務産業<br>常任委員会<br>(8人) | 西脇北バイパ<br>ス全線開通後<br>の道の駅周辺<br>地域の活性化<br>について     | H P で<br>概要公開 |
| R7.5.7   | 芳田自治協<br>議会<br>(4人)             | 総務産業<br>常任委員会<br>(8人) | 芳田地区にお<br>ける空き家特<br>区の現状                         | H P で<br>概要公開 |

|              |                        |                          |                                                                    |               |
|--------------|------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------|
| R 7 . 5 . 28 | ひよこ保育園<br>( 5 人 )      | 文教民生<br>常任委員会<br>( 8 人 ) | ひよこ保育園<br>の設立とこれ<br>までのあゆみ<br>と現状                                  | H P で<br>概要公開 |
| R 8 . 1 . 26 | 西脇市保育<br>協会<br>( 8 人 ) | 文教民生<br>常任委員会<br>( 8 人 ) | 西脇市に若い<br>人に住んでも<br>らうために、<br>安心して子供<br>を預けられる<br>環境づくりと<br>その懸案事項 | H P で<br>概要公開 |

## 西脇市議会課題懇談会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）第16条の規定に基づき、課題懇談会の開催及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 課題懇談会は、議員から議長に開催の申出があった場合又は団体等から議長に開催の申込みがあった場合において、所管の委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下同じ。）が審査し、必要と認めたときに開催する。

2 前項の申出又は申込みについては、課題懇談会（申出・申込）書（様式第1号）で行うこととする。

3 第1項に定める場合のほか、委員会が必要と認める場合に開催する。この場合において、当該委員会の委員長は、前項の申出を行うこととする。

4 課題懇談会は、原則として、市内で活動している団体等と個別に開催する。

5 課題懇談会の開催場所は、団体等と協議して定める。

(テーマ)

第3条 課題懇談会のテーマは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 市政に関すること。
- (3) その他市の重要事項に関すること。

(出席者)

第4条 課題懇談会の出席者は、次に定めるとおりとする。

- (1) 所管の委員会所属議員を基本とし、所管の委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認める場合は、出席を希望する所管以外の委員会所属議員からも選出できるものとする。
- (2) 前号で出席を希望する所管以外の委員会所属議員は、課題懇談会出席希望届出書（様式第2号）を委員長に提出するものとする。
- (3) 団体等からは、議会からの出席者数を考慮して委員長が人数を決定する。

(役割分担)

第5条 課題懇談会における司会進行、記録者等の役割分担は、所管の委員会において決定する。

(次第)

第6条 課題懇談会の開催時間は90分程度とし、次第は次の各号とお

りとする。

(1) 内容の説明

(2) 質疑応答

(3) まとめ

(結果報告及び公表)

第7条 課題懇談会を終了したときは、記録者が速やかに議長に報告書を提出した後、議員協議会において報告しなければならない。

2 前項の報告書は、ホームページ及び議会だよりで公表するとともに、重要なものは市長に送付するものとする。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

|             |         |
|-------------|---------|
| 平成28年4月20日  | 議会運営委員会 |
| 平成29年12月25日 | 議会運営委員会 |
| 平成30年10月18日 | 議会運営委員会 |
| 令和3年7月15日   | 議会運営委員会 |

## 議会基本条例の検証について

### 【西脇市議会基本条例】

- 第32条 議会は、年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。
- 2 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

#### 1 導入の経緯について

さまざまな社会の変化や新たな行政課題に適切に対応するため、継続して議会改革を進めていく必要がある。このため、西脇市議会基本条例第32条に基づき、この条例の規定が守られ、目的が達成できているかどうかを、年に1回検証している。その結果、必要な場合には、この条例の改正を含めて、関係例規等の改正、整備、運用事項等の改善を行うこととしている。

#### 2 検証方法について

全議員にアンケートを行う。アンケートは、64項目について「よく出来た」「出来た」「少し出来た」「出来ていない」「全然出来ていない」の5段階で評価をする。集計は、「よく出来た」に5点、「出来た」に4点、「少し出来た」に3点、「出来ていない」に2点、「全然出来ていない」に1点を割り振り、点数化して評価の基礎とする。

副議長が作成したアンケート集計をもとに、議会運営委員会で検証。

#### 3 公表方法について

西脇市議会ホームページで公開している。

## 令和 6 年度 西脇市議会基本条例検証結果報告書

令和 6 年度の「西脇市議会基本条例 目的達成度評価」を 16 人の議員全員で実施した結果と前年度との比較を次表に示す。これは、議会基本条例の各条文に関する評価項目について、各議員が 5 段階で評価した結果の平均値を示している。

### < 目標達成度評価と前年度との比較 >

#### 令和 6 年度 議会基本条例検証結果

| 条                | 問番号 | 質問内容                                                     | 今回値  | 前年度  | 比較    |     |
|------------------|-----|----------------------------------------------------------|------|------|-------|-----|
| 1                | 1   | 西脇市議会基本条例の目的を果たせるよう努力したか                                 | 3.63 | 3.44 | 0.19  |     |
| 2                | 3   | 行政の監視機関としての責任を果たせたか                                      | 3.56 | 3.38 | 0.18  |     |
|                  | 4   | 情報公開や市民参加の推進に努めたか                                        | 4.44 | 3.69 | 0.75  |     |
|                  | 5   | 透明性、公平性及び公正性を確保した活動ができたか                                 | 4.31 | 3.69 | 0.62  |     |
|                  | 6   | 平易な言葉で説明責任を果たせたか                                         | 3.69 | 3.31 | 0.38  |     |
|                  | 7   | 法令等を遵守した活動をしてきたか                                         | 4.81 | 4.25 | 0.56  |     |
|                  | 8   | 市民の理解が得られる議会運営に努めたか                                      | 4.00 | 3.31 | 0.69  |     |
| 3                | 9   | 直接選挙で選ばれた市民全体の代表者としての自覚の元に活動してきたか                        | 4.38 | 4.38 | 0.00  |     |
|                  | 10  | 自らの良心と責任をもって市民の負託に応えることができたか                             | 4.19 | 3.81 | 0.38  |     |
|                  | 11  | 市政の課題や市民の意見、要望を的確に把握した活動ができたか                            | 4.06 | 3.88 | 0.18  |     |
|                  | 12  | 自己の能力を高めるため不断の研さんに努めたか                                   | 3.88 | 3.88 | 0.00  |     |
| 4                | 13  | 議案審査は充実し、その機能を十分に発揮できたか                                  | 3.38 | 3.25 | 0.13  | ☆   |
|                  | 14  | 事務調査は充実し、その機能は十分に発揮できたか                                  | 3.63 | 3.50 | 0.13  | ☆   |
|                  | 15  | 請願審査は充実し、その機能は十分に発揮できたか                                  | -    | -    | -     |     |
|                  | 16  | 陳情調査は、その機能は十分に発揮できたか                                     | -    | 3.44 | -     |     |
|                  | 17  | 政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めたか                                  | 3.40 | 3.38 | 0.02  | ☆   |
| 5                | 18  | 議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか                                | 2.94 | 2.88 | 0.06  | ○ ☆ |
| 6                | 19  | 学識経験者等による専門的事項に係る調査制度は活用したか                              | 1.00 | 1.31 | -0.31 |     |
|                  | 20  | 公聴会制度の積極的な活用はしたか                                         | 1.00 | 1.25 | -0.25 |     |
|                  | 21  | 参考人制度の積極的な活用はできたか                                        | 1.00 | 1.25 | -0.25 |     |
| 7                | 22  | 市民からの請願を政策提言と位置付け、意見を聞く機会を設けたか                           | -    | -    | -     |     |
|                  | 23  | 市民からの陳情を政策提言と位置付け、陳情者からの意見を聞いたか                          | -    | 4.88 | -     |     |
| 8                | 24  | 議員研修の充実強化に努めたか                                           | 4.44 | 4.06 | 0.38  |     |
|                  | 25  | 専門家及び有識者による研修会を積極的に開催したか                                 | 4.50 | 4.25 | 0.25  |     |
| 9                | 26  | 市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ったか                       | 3.44 | 3.44 | 0.00  | ☆   |
|                  | 27  | 一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか                               | 3.00 | 2.94 | 0.06  | ○ ☆ |
| 10               | 31  | 重要な政策等について第 10 条に列記するような資料の提出を求めたか                       | 5.00 | 4.00 | 1.00  |     |
|                  | 32  | 政策等の審議にあり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか | 3.25 | 3.19 | 0.06  | ○ ☆ |
| 12               | 33  | 総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めたか                | 1.00 | 1.31 | -0.31 |     |
| 15               | 34  | 市民の意向を反映するため、意見を聴取する機会の確保に努めたか                           | 4.31 | 3.88 | 0.43  |     |
|                  | 35  | 活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たしたか                       | 4.31 | 3.63 | 0.68  |     |
| 16               | 36  | 市政の諸課題について、自由な意見交換をする課題懇談会を開催したか                         | 4.94 | 4.75 | 0.19  |     |
| 17               | 37  | 議会の役割、責任を明らかにするため、議会活動に関する情報の公開を図ったか                     | 4.94 | 4.81 | 0.13  |     |
|                  | 38  | 本会議や委員会のインターネット配信に努めたか                                   | 5.00 | 4.94 | 0.06  |     |
|                  | 39  | 全議案についての各議員の賛否、視察報告等を公表したか                               | 5.00 | 4.94 | 0.06  |     |
| 18               | 40  | 市民に対する議会報告会を通年にわたり開催できたか                                 | 5.00 | 4.88 | 0.12  |     |
|                  | 41  | 市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ったか                                   | 3.63 | 3.75 | -0.12 | ☆   |
|                  | 42  | 市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かしたか                          | 3.56 | 3.69 | -0.13 | ○ ☆ |
| 19               | 43  | 議会だよりを毎定例会後に発行したか                                        | 5.00 | 5.00 | 0.00  |     |
|                  | 44  | 議会だよりには議案に対する各議員の対応等「議会だより発行要項」に則した内容がきちんと掲載されたか         | 5.00 | 4.63 | 0.37  |     |
|                  | 45  | 分かりやすく読みやすい充実した誌面となったか                                   | 4.13 | 3.69 | 0.44  |     |
| 20               | 46  | 議場等の開放を実施できたか                                            | 5.00 | 4.63 | 0.37  |     |
|                  | 47  | より親しみのある議会と議会活動の活性化は目指せたか                                | 4.13 | 2.75 | 1.38  |     |
| 22               | 48  | 政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できたか                           | -    | -    | -     |     |
| 23               | 49  | 議長は、中立公正な職務遂行に努め、円滑な議会運営を行ったか                            | 4.50 | 4.40 | 0.10  |     |
| 24               | 50  | 積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めたか                                  | -    | -    | -     |     |
|                  | 51  | 議会図書室の一般利用は図られたか                                         | -    | -    | -     |     |
| 25               | 52  | 議会事務局の調査活動の充実を図ったか                                       | -    | -    | -     |     |
|                  | 53  | 議会事務局の法制能力の強化を図ったか                                       | -    | -    | -     |     |
| 26               | 54  | 市民の代表者としての倫理を常に自覚していたか                                   | 4.63 | 4.63 | 0.00  |     |
|                  | 55  | 市民の疑惑を招くことのないよう行動したか                                     | 4.75 | 4.69 | 0.06  |     |
|                  | 56  | 議員と市長等との関係の透明性を図ったか                                      | 4.19 | 4.19 | 0.00  |     |
| 28               | 57  | 政務活動費の交付に関する条例を遵守したか                                     | 5.00 | 4.88 | 0.12  |     |
|                  | 58  | 市民から疑義が生じないよう収支報告書は提出したか                                 | 5.00 | 4.81 | 0.19  |     |
|                  | 59  | 収支報告書の公表に務めていたか                                          | 4.94 | 4.81 | 0.13  |     |
| 30               | 60  | 継続的な議会改革に取り組んだか                                          | 3.93 | 3.56 | 0.37  | ○ ☆ |
| 31               | 61  | 議会に関する条例、規則等の改廃に当たっては、この条例との整合を図ったか                      | 5.00 | 4.88 | 0.12  |     |
|                  | 62  | 一般選挙後の任期開始後、条例の理念を浸透させるため、この条例の研修を行ったか                   | -    | -    | -     |     |
| 32               | 63  | 年 1 回、この条例の目的が達成されているか検証されたか                             | 5.00 | 4.88 | 0.12  |     |
|                  | 64  | 検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか                               | 3.93 | 3.56 | 0.37  | ○   |
| ☆ 令和 7 年度の重点取組課題 |     |                                                          | 4.02 | 3.82 | 0.20  |     |
| ○ 令和 6 年度の重点取組課題 |     |                                                          |      |      |       |     |

## 議会基本条例の検証で抽出した重点課題の改善・対応策

### 1 （委員会として）議案審査・事務調査は充実し、その機能を十分に発揮できたか。政策等の立案、提言、その他能動的な活動に努めたか。議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか。

- ・自分の意見をしっかり持つための努力を怠らない。  
（会派の長が言っているからという理由でそれに従うのではなく、賛成するにせよ反対するにせよ、議案審査・事務調査を行う中で、何が市民のために大切であり、必要なのかという自分の意見をしっかり持って、是々非々の姿勢で臨むことが必要である。）
- ・委員長が議論を促す采配を行うことが重要となる。  
（議案審査・事務調査において、委員長がここは議論すべきだと感じた場面で、委員それぞれの意見を積極的に聴取することにより、議論を深める努力をすることが必要である。）
- ・所管事務調査・事務事業評価や委員会での提言事項の進捗確認を行う。（所管事務調査や事務事業評価での報告や、委員会において提言等を行った事項は、言って終わりにならないよう、市政にどれくらい反映されているのか定期的（半年スパンくらい）に進捗を確認することが必要である。）

### 2 市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ったか。

- ・基本は議員個々の心がけ以外にはない。  
（議事等において理事者がすべて正しいとは思わず、常に市民の立場で立って、是々非々の態度で監視及び評価を行うことが必要であり、職員が一生懸命やっているのに、反対するのが悪いなどといった考え方は言語道断であり、自分自身の意見をしっかり持つことが重要である。この件はまだまだできてないという意見も多く、しっかりと実践していきたい。）

### 3 市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ったか。市民と意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かしたか。

- ・目的意識を持ち政策提言につなげること。  
（議会と語ろう会がマンネリ化しており話を聞くだけ、やって終わりで深められない状況が続いているので、それを打開する

ために常に目的意識を持つことが必要である。また通年開催で実施しており、各班バラバラな動きになりがちなので、今後は前半・後半に区切り、しっかりと熟議を重ねた班長会議等を行う中で、重要課題を抽出し、最終的に政策提言につながるように努める。）

- ・テーマは身近なものにする。

（「消滅可能性自治体からの脱却」などといった大きなテーマにすると、企業誘致や子育て施策といった漠然とした答えしか出ずに、政策提言につながりにくいので、例えば「国保税の値上げ」「むすブンの病院からの帰りの予約」等、市民の皆さんにとって身近な課題を３点くらい用意して臨むことが必要である。また、その地区の課題を事前に調査して、意識して臨むこと。）

- ・役員会の前後での開催はできる限り避ける。

（役員会前後の開催にすると、役員さんしか参加されない可能性が高いので、できる限り別の日に設定するように努めることが必要である。なお、区長さんとの打ち合わせの中で、負担のかからない無理のない範囲で、女性会や子供会等への声掛けをお願いします。）

## 議会報告会について

西脇市議会基本条例第15条及び第18条に基づき、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取する機会として議会報告会を行う。

### 【西脇市議会基本条例】

- 第15条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない。
- 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。
- 2 議会報告会は、議会の審議経過及び議決結果の報告だけでなく、市政全般について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かすものとする。

### 【令和5年度】議会と語ろう会の在り方を見直し

従来の方法で一定の成果を出してきたが、さらに市民の声を反映させるために、令和5年度以降の議会と語ろう会の在り方について見直しを行った。

#### ■変更概要

|             | 令和5年度から                                  | 令和4年度まで                                                       |
|-------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 開催時期        | 通年開催<br>(定例会会期中を除く)                      | 3月及び9月定例会終了後、<br>2か月以内に開催(年2回)                                |
| 対 象<br>(年間) | 20自治会、各種団体                               | 40自治会                                                         |
| 成果・効果報告等    | ・議会だよりに掲載<br>・班会議により重要と判断した案件は、各常任委員会に提出 | ・報告書を作成し、自治会配布及びHP掲載<br>・班会議及び班長会議での調整を経て重要と判断した案件は、各常任委員会で調査 |

#### 【令和8年度から】

令和4年度まで開催していた班長会議を再度実施。議会と語ろう会でいただいた意見等を、これまで以上に委員会活動へ反映できるようにした。

## 1 概 要

### (1) 開催時期及び対象団体等

通年（定例会会期中を除く）開催とし、市内全80自治会に関しては4年で1周するものとする。また、自治会に加えて、女性会、PTA、消防団、子育て世代、老人会等の各種団体に関して、議会の方から直接依頼、アプローチを行って開催をする。

年間の対象団体等は広報広聴特別委員会で、実施日程等の詳細は班単位で決定することとし、班長は各種団体等と連絡を取り日程等を調整する。

なお、令和4年度以前は、毎年3月及び9月定例会終了後、2か月以内に開催。対象は自治会のみで、1回あたり20自治会をまわり、2年間で市内全自治会において開催していた。

### (2) 内容

- ・議会の活動状況
- ・定例会の審議状況及び各常任委員会の審査状況
- ・意見交換（人数によりワークショップ形式で実施）

### (3) 報告会の主宰等

- ・報告会は、5班編成（各班3名）とし、班ごとに主宰する。
- ・班構成員の互選で、代表者を決定するとともに、班内で司会進行、報告者、記録者を協議して決定する。
- ・答弁は全構成員で対応する。
- ・報告会の記録は、記録者が要点記録（筆記）により行う。
- ・班構成は、各常任委員会の委員で構成することを基本とし、広報広聴特別委員会で決定する。
- ・配布資料は、各班で適宜準備する。

### (4) 開催後の取扱い

- ・報告会の成果・効果等の報告は、議会だよりにて順次掲載する。
- ・議会報告会で出された意見や提案などは、班会議を行い、重要案件等と判断した場合は、該当する常任委員会に提出する。

## 2 その他

共通テーマを設定し、意見交換会を実施。これまでのテーマは、「高齢化時代に向けてのバス交通のあり方」、「西脇市の活性化について」、「西脇市が選ばれるまちになるために」、「消滅可能性自治体からの脱却について」、「議員定数・学校や公共交通の未来」等を設定。共通テーマの他、各種団体等が希望するテーマがあれば取り扱う。

土曜日・日曜日の夜間にも開催。参加者にアンケート調査を実施し、市民ニーズの把握に努めている。

## 議会報告会参加者数

(単位 人)

| 開催時期               | 参加者数  | 開催時期               | 参加者数      |
|--------------------|-------|--------------------|-----------|
| 第 1 回<br>(H22. 5)  | 4 8 0 | 第 2 回<br>(H22. 11) | 3 2 6     |
| 第 3 回<br>(H23. 5)  | 3 3 0 | 第 4 回<br>(H23. 11) | 2 7 2     |
| 第 5 回<br>(H24. 5)  | 3 1 0 | 第 6 回<br>(H24. 11) | 2 3 0     |
| 第 7 回<br>(H25. 5)  | 2 7 1 | 第 8 回<br>(H26. 5)  | 3 6 7     |
| 第 9 回<br>(H26. 11) | 2 9 4 | 第10回<br>(H27. 5)   | 3 2 7     |
| 第11回<br>(H27. 11)  | 3 5 3 | 第12回<br>(H28. 5)   | 3 0 4     |
| 第13回<br>(H28. 11)  | 3 0 0 | 第14回<br>(H29. 5)   | 2 9 4     |
| 第15回<br>(H30. 5)   | 3 5 0 | 第16回<br>(H30. 11)  | 2 9 8     |
| 第17回<br>(R 1 . 5)  | 3 0 0 | 第18回<br>(R3. 8)    | 7         |
| 第19回<br>(R4. 5)    | 2 4 1 | 第20回<br>(R4. 11)   | 2 9 9     |
| 令和 5 年度            | 4 4 4 | 令和 6 年度            | 2 8 4     |
| 令和 7 年度            | 2 8 5 | 合 計                | 6 , 9 6 6 |

※第 1 回から第10回までは、市内 8 地区で開催

第11回以降は市内20自治会で開催

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で未開催

令和 3 年度はオンラインにて開催 ( 1 回)

令和 4 年度は自治会開催に加えてオンラインでも開催

令和 5 年度からは自治会開催に加えて、各種団体でも開催

## 西脇市議会報告会実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）第18条の規定に基づき、実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 開催時期

報告会は、定例会会期中を除き、通年で開催するものとする。

### 3 報告内容

報告内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 常任委員会、その他の特別委員会の審議状況
- (3) その他重要事項

### 4 報告会の主宰等

- (1) 報告会は、次項に規定する班ごとに主宰する。
- (2) 報告会における司会進行、報告者、記録者は、それぞれの班において協議し、調整する。ただし、答弁は、構成員すべてで対応するものとする。

### 5 編成及び構成

- (1) 班は、3人で構成し、5班編成とする。
- (2) 班構成は、各常任委員会に属する委員各1人以上で構成することを基本とし、広報広聴特別委員会（以下「広報委員会」という。）において決定するものとする。
- (3) 班に代表者を置き、構成員の互選により決定する。

### 6 会場等

- (1) 各班が担当する団体等は、広報委員会において決定する。
- (2) 報告会の日程及び会場については、班の代表者が団体等と協議し決定する。

### 7 記録

報告会の記録は、記録者において要点記録の方法により行うものとする。

### 8 配布資料

報告会の配布資料は、各班において適宜準備するものとする。

### 9 成果・効果報告等

- (1) 報告会の成果・効果等の報告は、議会だよりに掲載するものとする。
- (2) 班会議により重要案件と判断した意見・提案等は、該当する常任委員会に提出するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において定める。

附 則（平成22年5月7日 議会改革特別委員会）

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則（平成25年2月22日 議会運営委員会）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月20日 議会運営委員会）

この要綱は、平成28年5月6日から施行する。

附 則（令和5年5月23日 議会運営委員会）

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

## 正副議長立候補演説について

### 西脇市議会議長等選挙に係る申し合わせ事項

#### (目的)

第1 この申し合わせは、議長及び副議長の選挙に関し必要な事項を定める。

#### (所信表明)

第2 議長及び副議長選挙（以下「選挙」という。）の実施に当たっては、所信表明を行う機会を設けるものとする。

#### (所信表明の届出)

第3 所信表明を行う議員は、所信表明届出書（様式第1号）を議会事務局長に提出しなければならない。

2 所信表明届出書の提出期日は、選挙を実施する本会議の前日（前日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）の正午までとする。

3 所信表明届出書を提出した議員（以下「届出者」という。）が届出を取り下げるときは、所信表明辞退届（様式第2号）を議会事務局長に提出しなければならない。

4 辞退届の提出期日は、選挙を実施する本会議の当日の午前9時30分までとする。

#### (所信表明の実施)

第4 所信表明は、議場において行う。

2 所信表明は、選挙の日程に入る前に、所信表明届出書を提出した議員が、議長の発言許可を得て本会議において行う。

3 所信表明における発言の時間は、1人につき10分以内とする。

4 届出者が複数の場合、所信表明の順序はくじにより決定する。

5 所信表明に対する質疑は行わない。

6 所信表明に対して、何人も拍手その他の方法により賛意を表し、または野次その他の方法により反意を表してはならない。

#### (届出者以外の議員への投票)

第5 届出者以外の議員への投票も有効とする。

#### (委任)

第6 この申し合わせ事項に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会で協議、決定する。

様式第 1 号（第 3 第 1 項関係）

年 月 日

西脇市議会事務局長 様

西脇市議会議員

所信表明届出書

この度、（議長選挙・副議長選挙）に際して、所信表明を行いたいの  
ので届け出ます。

様式第2号（第3第3項関係）

年 月 日

西脇市議会事務局長 様

西脇市議会議員

所信表明辞退届

年 月 日に届け出た、（議長選挙・副議長選挙）に際して  
の所信表明を辞退したいので届け出ます。

## 長期欠席者について

「議員報酬等の特例に関する条例」の制定に至った経緯等について

### 議会改革特別委員会の設置

#### 1 第一期

第12回平成20年9月定例会において、議員報酬の減額を求めた議員提出議案審査のため、特別委員会を設置した。

定例会閉会后、今後も議会改革が急務であるとして、特別委員会は継続審査を申し出、平成20年10月に第2回特別委員会を再開し議会改革に取り組むことになった。その中で、長期欠席議員に対する議員報酬の支給について協議されたが、調査が必要であることから継続協議することになった。

その後、数回協議し、第7回特別委員会（平成21年1月26日）で、委員会内採決の結果、長期欠席議員に対する議員報酬を減額することに賛成多数で可決した。内容については、継続して検討することになった。

第12回特別委員会（平成21年8月11日）では、埼玉県戸田市議会の条例を原案に意思統一し、第二期の議員と再度協議のうえ条例制定を目指すことになり、第一期議会改革特別委員会を閉会することになった。（第一期任期平成21年11月13日満了）

#### 2 第二期

第21回平成21年12月定例会において、一期に引き続き議会改革特別委員会を設置し、協議を再開することになった。

第1回特別委員会（平成22年1月12日）を開催、長期欠席議員に対する報酬減額について、原案について協議するため、6名からなる小委員会（検討委員会）を設置し検討することになった。

検討委員会（平成22年1月19日）を開催、条文について協議

検討委員会の協議結果を第2回特別委員会（平成22年2月9日）で報告、さらに条例案について再度協議し、委員会内採決の結果、原案のとおり可決した。3月定例会で議員提出議案として提案（提案の結果、全員一致で可決）

## 西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、西脇市議会議員（以下「議員」という。）が、議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西脇市条例第44号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 西脇市議会定例会、臨時会の本会議及び西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）に基づき設置された委員会並びに西脇市議会会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）に規定する協議又は調整を行うための場をいう。
- (2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年西脇市条例第40号）に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 議員活動ができない期間         | 割 合     |
|---------------------|---------|
| 90日を超え 180日以下であるとき  | 100分の80 |
| 180日を超え 365日以下であるとき | 100分の70 |
| 365日を超えるとき          | 100分の50 |

- 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。）から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。

（適用除外）

第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における母体の保護

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により就業制限を受けた場合

(4) その他議長が認める場合

（議員報酬の停止）

第6条 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで日割によりその月から議員報酬の支給を停止する。

2 前項の議員報酬の支給の停止の際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止された額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該停止はなかったものとみなす。

（期末手当の停止）

第7条 期末手当支給に係る基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の支給を停止され、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

（停止されていた議員報酬及び期末手当の支給）

第8条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日

に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

（議員報酬の不支給）

第9条 第6条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、停止されていた議員報酬は、支給しない。

2 前項の場合において、刑の執行として刑事施設に収容されたときは、その処分が終了する日まで支給しない。

（期末手当の不支給）

第10条 期末手当支給に係る基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は、支給しない。

（日割計算）

第11条 第3条第3項及び第6条第1項の日割とは、当該月に支給すべき議員報酬額を、その月の日数で除した額とする。

（減額、停止及び不支給の効力）

第12条 この条例の規定により前任期中に議員報酬等を減額、停止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、停止及び不支給の効力は及ばないものとする。

（疑義の決定）

第13条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

2 議長は、前項の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月6日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月7日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 特定所管事務調査について

### 西脇市議会基本条例

#### 第3章 議会機能の強化

##### (委員会の活動原則)

第4条 委員会は、その所管に属する議案審査、事務調査、請願等の審査を充実させ、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査制度及び必要とされる重要課題を調査する特定所管事務調査制度の積極的な活用により、政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めなければならない。

3 委員会の運営については、西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）の定めるところによる。

##### (議員間討議)

第5条 議会は、議案等の審議に当たっては、議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

##### (議案等の審査及び調査)

第6条 議会は、議案等の審査及び調査に当たり、必要があると認めるときは、学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

##### (請願及び陳情)

第7条 議会は、市民からの請願を政策提言と位置付け、その審議において、請願者の要請があったときは、意見を聴く機会を設けなければならない。

2 議会は、市民からの陳情を政策提言と位置付け、その調査において必要があると認めるときは、陳情者から意見を聴く機会を設けることができる。

##### (研修の充実)

第8条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たっては、専門家及び有識者による研修会を積極的に開催するものとする。

## 特定所管事務調査の進め方

